

西宮市勤労福祉センターの行政財産使用料減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市行政財産使用料条例（昭和43年西宮市条例第46号）第6条の規定に基づき、西宮市勤労福祉センターの土地・建物の使用について、使用料を減免することができる場合の取扱いを定める。

(使用料の免除)

第2条 使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる必要のあるとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の5割減額)

第3条 使用料を5割減額することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 労働関係諸団体が使用するとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

付 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。